**在テキサス州日系レストランでの現地シェフ等向け**

**日本産水産物を活用した新メニュー開発・試食・嗜好調査に関する業務委託**

**仕様書**

2023年12 月

ジェトロ・ヒューストン

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）ヒューストン事務所では、テキサス州における日本産ホタテを含む日本産水産物を活用した新メニュー開発・試食・嗜好調査事業を業務委託する。

記

**１．事業目的**：

2020 年12 月に日本政府により制定された農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（以下、「実行戦略」という）は、2021年12月に改訂され、今後重点的に輸出拡大を目指していく品目として28品目（※）が選定されている。当該重点品目の販路拡大等を実施していくためには、前段階として、現地市場動向や消費者ニーズを的確に把握するための嗜好調査を実施しておくことが不可欠となる。

本実証事業の実施による結果を、今後の日本食品の販路拡大、プロモーション実施の基盤整備につなげる狙い。

本事業は、米国・テキサス州で最大の経済圏であるオースティン市にて、日系レストランで、日本産ホタテを含む日本水産物の試食・新商品開発ならびに嗜好を調査することを目的とする。

※「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に定める輸出重点品目

牛肉、豚肉、鶏肉、計算、牛乳・乳製品、果樹（りんご）、果樹（ぶどう）、果樹（もも）、果樹（かんきつ）、果樹（かき・かき加工品）、野菜（いちご）、野菜（かんしょ等）、切り花、茶、コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品、製材、合板、ぶり、たい、ホタテ貝、真珠、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、清酒（日本酒）、ウイスキー、本格焼酎・泡盛

**２．契約期間：**

契約締結日～2023年3月1日

**３．対象国・地域：**

米国テキサス州オースティン市

**４．業務内容：**

在テキサス州日系レストランでの日本産ホタテを含む日本産水産物を活用した新メニュー開発・試食・嗜好調査

オースティン市日系レストラン等にて地元シェフ、レストランオーナーに対し、日本産ホタテを含む水産物を使った人気メニューを開発（ジャンルは和、洋、メキシカン、フュージョン等複数ジャンル開発すること）

1. 本事業のプロモーション企画
2. 人員の手配
3. 試食・試飲にかかる食材および消耗品の手配
4. 新規メニュー（複数ジャンル）の開発、提供
5. 来場者への試食・試飲の実施
6. 来場者へのアンケート実施
7. その他必要に応じて広報に効果あると思われる施策
8. 報告書の作成（記録写真の撮影を含む）

【成果】

・開催店舗での試食協力者の嗜好把握

（以下はアンケートの例。詳細は委託先に指示）

1. 日本の水産物は美味しいか？
2. 今後も日本の水産物を購入できる機会があれば、購入するか？

③日本の水産物で好きな品目は何か？

**５．使用言語：**

「日本語」及び「英語」

**６．経費支出を認めるもの**

* 会場費、設営費、備品等レンタル費（イベント保険なども含む）
* 会場運営にかかる委託費
* 試食にかかる商材および消耗品の購入費
* メニュー開発に係る人件費
* メディア関連経費（PR用動画作成、広告、SNS、インフルエンサー活用、クリエイティブ作成等）
* 補助要員費
* 報告書作成等にかかる経費
* コロナ感染対策にかかる経費
* 上記運営にかかる管理費等
* その他事前にジェトロに相談があり、了承したもの

【留意事項】

* 試食に使用する食品は、日本産もしくは日系企業が製造する商品とすること。
* イベントの実施に際しては、実施時点での新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や社会情勢等に鑑み、当局のガイドラインに従った感染拡大対策を取ること。
* 通信費・コピー代などの事務経費、交通費については、業務委託料に含むこと。
* 以下費用は本業務委託の経費支出として認めない。
* 飲食費（料理デモ、試食等で使用する食材費は除く。）
* 設備（機械・装置）等の購入、開発・改良、据付等に要する経費
* １件（個）当たりの購入価格が５万円以上の物品の取得に要する経費。また、１件（個）当たりの購入価格が５万円未満であっても、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費。
* ジェトロの他の事業と区分できない経費

**７．支払い方法**

契約締結後、契約総額の50%、すべての業務完了後に残りの50％を、各々委託先からの請求に基づき支払うものとする。

**８．留意事項**

1. ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。
2. 食品およびアルコール飲料の取り扱い、試食・試飲の実施に当たっては、当地の法令・規則を順守すること。
3. 事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられている。但し、事前に書面ないしは電磁的方法によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託を許可する。
4. ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出すること。なお、当該資料及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロに帰属する。報告に用いる言語は日本語とする。
5. 業務完了報告書をジェトロが検収完了した時点で業務委託期間が完了したとみなす。
6. 事業実施期間中は、ジェトロの担当者との間で必要に応じて連絡を取り、相談、報告を行うこと。

**９．その他**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、万が一事業実施が困難となった場合、双方で相談の上、ジェトロの判断により中止又は延期を決定する。その場合、本業務の一部を既に履行しているときには、契約金額を上限として相当と判断する金額を支払うものとする。

以上